

# 「豊橋少年少女発明クラブ」要綱

## 1 目的

児童・生徒を対象として、創意工夫に基づく創作的活動の場を提供し、アイデアを具象化する能力と技術をもった創造性豊かな人間形成に寄与することを目的とする。

## 2 名称

名称は「豊橋少年少女発明クラブ」（以下 発明クラブと略す）とする。

## 3 主催者

豊橋少年少女発明クラブ運営委員会及び発明協会愛知県支部が主催する。  
また、豊橋市及び豊橋市教育委員会、豊橋商工会議所が共催する。

## 4 活動場所

主として豊橋市こども未来館「ここにこ」とする。活動内容により市内外の他の公共施設、企業内の施設、学校施設等においても実施する。

## 5 活動日

クラブの活動は1回3時間程度とし、原則として毎月第3土曜日に開催する。その他にも、必要に応じて活動日を設けて開催する。

## 6 組織

- (1) 豊橋少年少女発明クラブ運営委員会（以下 運営委員会と略す）は、豊橋市教育委員会及び豊橋商工会議所、並びに協賛する企業や団体・個人、関係施設の代表者、クラブ代表者等で構成し、発明クラブの運営についての基本方針、協力要請、活動資金援助等に関して協議し、発明クラブの活動を推進する。
- (2) 運営委員会は、発明クラブの運営に関する基本的事項を審議・決定するため、原則として年2回開催する。また、必要により、臨時に開催する。
- (3) 活動の詳細については、代表指導員会で決定する。代表指導員会には、指導員の代表者及び事務局長が参加し、必要に応じて他の指導員並びに運営委員会委員も参加できる。

## 7 指導員

- (1) 発明クラブには、25名以上の指導員を置き、うち数名を代表指導員とする。
- (2) 指導員は、発明クラブ設立の趣旨に賛同し、かつ子どもの指導に情熱をもつ者とする。
- (3) 指導員は、クラブ員が本来もっている創造性を発揮させ、楽しみながら活動に参加できるよう、適切な指導を行う。また、集団生活上の適切なルールとマナーを身につけさせるよう、必要に応じて適切な指導・助言を行う。
- (3) 発明クラブは、活動の具体的企画・準備のため、適宜指導員会を開催する。

## 8 事務局

発明クラブには、会計事務、クラブ員・指導員等との連絡、協賛企業・団体および他団体からの問い合わせに対応するため、こども未来館内に事務局を設置する。指導員及びこども未来館職員がこれを担当する。

## 9 クラブ員

- (1) 発明クラブのクラブ員は、豊橋市内の小学4年～6年の児童で、活動場所であるこども未来館への安全な交通手段が確保できる者を対象とする。人数については、各年度主催者が決める。

- (2) クラブ員は本クラブの規律を守り、指導員の指示や注意に従うとともに、クラブ活動の円滑な実施に協力する。
- (3) クラブ員の募集は、発明クラブの活動を継続して行う意志があり、保護者の協力が得られる者として公募する。
- (4) クラブ員を経験し小学校を卒業した者のうち希望する者は、ボランティアの補助指導員として登録し、クラブ員への指導と共に、自由研究を継続的に行うことができる。

## 10 期 間

発明クラブの会計年度は、毎月4月から翌年3月までとする。

## 11 運営費

発明クラブ運営に要する費用は以下の方法で調達する。

- (1) 発明協会助成金
- (2) 協賛金  
企業、団体、その他からの支援金を指導費・器具費等に充てる。
- (3) 会費  
クラブ員から年間3,000円を徴収し、傷害保険・連絡通信費・材料費等にこれを充てる。
- (4) その他  
個人制作作品の材料費など特別な費用については、実費を徴収することができる。

平成19年4月1日制定

平成21年4月1日改定

平成22年4月1日改定

## 豊橋少年少女発明クラブ協力援助規定

- 1 豊橋少年少女発明クラブ（以下「発明クラブ」と称す）の活動趣旨に賛同する企業、団体、個人は、発明クラブ維持会員として登録し、運営委員会に活動資金を援助し、発明クラブ活動を支援する。（継続が望ましいが、原則は一年毎更新する）
- 2 発明クラブ維持会員は、発明クラブを行う活動や行事に参加することができる。
- 3 維持会員の若干名は、運営委員として発明クラブの運営に参画する。
- 4 発明クラブ運営委員会は維持会員に対して、年度ごとに会計の収支予算（決算）について報告し、確認を求めることとする。
- 5 活動資金は、企業・団体は一口年額5万円、個人は一口年額1万円とする。
- 6 なお、発明クラブは諸活動に際し、できる範囲で維持会員への謝意を表するものとする。
- 7 その他